

電気通信市場検証会議（第37回） 議事録

- 1 日時：令和5年6月21日（水）15:30～16:50
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
浅川構成員、池田構成員、佐藤構成員、田平構成員、林座長代理
 - ・ 総務省
竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、
寺本料金サービス課企画官、植松事業政策課市場評価企画官、
土井事業政策課課長補佐
 - ・ ヒアリング対象事業者
株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、
楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会
- 4 議事

【林座長代理】 皆様、お疲れさまでございます。

構成員の皆様方、皆様おそろいでございますので、ただいまから電気通信市場検証会議の第37回会合を開催いたします。

本日は、大橋座長が御欠席ということでございますので、代理で私が進行を務めさせていただきます。そのほか、高口構成員、中尾構成員、西村構成員、森構成員もそれぞれ御欠席、池田構成員が途中から御参加というふうに伺っております。少々構成員の先生方は少ないですけれども、活発な御議論をお願いしたいと思います。

本日の議事はウェブ会議形式で行いまして、議事は音声のみの形ですが、公開にて開催いたします。

それでは、配付資料の確認につきまして、事務局よりお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。配付資料を確認させていただきます。

資料は計5点ございまして、資料37-1、「株式会社NTTドコモ提出資料」、資料37-2、「KDDI株式会社提出資料」、資料37-3、「ソフトバンク株式会社提出資料」、資料37-4、「楽天モバイル株式会社提出資料」、資料37-5、「一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会提出資料」となっております。このうち、資料37-1につきましては、構成員限りの情報が含まれますので御留意ください。

以上になります。

【林座長代理】 ありがとうございます。資料、よろしゅうございましょうか。

それでは、議事に従いまして進めてまいります。

本日は、事業者ヒアリングといたしまして、NTTドコモ様、KDDI様、ソフトバンク様、楽天モバイル様、MVNO委員会様に御参加をいただいております。本日もヒアリングに御協力いただく事業者の皆様につきましては、深く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日は、各社様にプレゼンをいただいた後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、NTTドコモ様からの御説明をお願いできますでしょうか。

【NTTドコモ大橋】 NTTドコモの大橋でございます。よろしくお願いたします。

ではお手元の資料37-1に基づきまして、当社の説明をさせていただければと思います。まず、1ページでございます。

こちらは先月発表したものとなりますが、NTTレゾナントの統合についてでございます。多様なニーズにお応えするサービスの提供を目指しまして、7月1日付で、NTTドコモの100%子会社であるNTTレゾナントを吸収合併することとしたものでございます。

NTTレゾナントは昨年の7月の段階で、NTTコミュニケーションズからコンシューマ向けのサービスを中心に事業を移管されまして、現状はISPのOCN、OCN光、OCNモバイルONEといったサービスを提供しております。これらのサービスは、当社が継続して提供することといたしております。

続きまして、再編に当たりまして、足元の状況を少し分析したものでございます。こちらは主に競争の状況となっておりますが、主要MVNOの3社のプラン展開を左にお示ししております。当社を除く他社におきましては、複数のブランド展開を行っておりまして、グループ内のMVNOをかつて取り込んで自社プランとして提供するという一方で、新規のユーザー獲得や囲い込みというものを図っていたというふうに理解をしております。

そういう意味では、当社のグループにおいては、その役割はOCNモバイルONEやエコノミーがそれを担っていた状況ではございますけれども、自社プランとしては、明確にそういったものが存在しないというところございまして、それがユーザーの選択結果にも表れているかと思っております。具体的には、右側のグラフのとおりという形でございます。

また、お客様の利便の提供という点では、エコノミーについても少し課題があるのかなと思っております。まず左側、こちらは現状、当社のドコモショップを通じて取り扱わせていただいているエコノミーMVNOの一覧でございます。昨年の12月に、TOKAIコミュニ

ケーシヨズ様のL I BMOが追加となりまして、現状は3社という形になっておりますが、これらの取組を通じてMVNOの市場拡大に貢献をしてきたところでございます。

一方で、サポートが十分でないという課題がございまして、特にシニアのライトユーザーの方を中心に、利便性をお届けする際の課題が生じているものではないかと思っております。こちらにつきましては、特にシニア層への販売が順調であると聞いておりますOCNモバイルONEにおきまして、顕著ではないかと考えているところでございます。

これらの課題に対しまして、今回のグループ再編を行うこととしたものとなりますが、ライトユーザー向けのプランの充実、お客様へのサポート体制の充実を目的として、NTTレゾナントをNTTドコモに統合し、ドコモショップにてこれらのお客様に対してICTのサポート幅広く行っていきたいと考えております。

具体的には左の図にあるとおり、OCNモバイルONEを提供しているNTTレゾナントをNTTドコモに統合いたします。また、OCNモバイルONEにつきましては、新規受付を終了いたしまして、NTTドコモにて新たなライトユーザー向けのプランを提供することといたしております。

こちらの再編を行う理由につきましては、図の真ん中に書かせていただいておりますが、基本的にはお客様の利便向上ということでありますので、サポートの充実であるとか、料金プランの充実といったところがございます。また、グループ内のリソースを集中いたしまして、効率的なサービス提供を行うということで、人業一体でNTTドコモに移管するということとしたものでございます。

また、ドコモショップを通じたICTのサポートというところにつきましては、こちらは先月の決算発表でも御紹介をしているものになりますが、2つの側面から進めていくと考えております。

1つは、地域のICTサポート拠点へドコモショップを変革させていくということで、スマートライフショップというような言い方もしていきたいと考えております。また、右側につきましては、ドコモショップの接客体験をオンラインを通じて御提供、御利用いただけるようにするオンライン窓口というものを、今後進めてまいりたいと考えております。

こちらのスライドからは、NTTドコモにて御提供するライトユーザー向けの新たな料金プランについて、簡単に御紹介をさせていただければと思います。

3つのラインナップに料金プランを刷新いたしまして、ライトユーザー向けの新たな料金プランとしては、i r u m oという料金プランを御提供いたします。また、従来のフルサ

ポートのプランとしてギガホ、ギガライトというものがございましたが、これを一本化して e x i m o という新たな料金プランを提供することといたしております。また、a h a m o につきましては、モバイルの料金プランはそのままとなりますが、a h a m o 光という新たな光プランを御提供することとしております。

また、同時に固定ブロードバンドや I S P サービスにつきましても、見直しを図ることとしております。左側が現状となっておりますが、現状はモバイルに対応する光が、ドコモ光しかないというところとなっております、対応するモバイルのプランはプレミアのみということとなっております。

こちら、見直しという形で右側のとおりになりますけれども、この i r u m o と e x i m o はドコモ光を組み合わせることとしております。また、その際の I S P につきましては、グループ内再編の結果、現状3つの I S P が混在しておりますが、こちらを一本化して提供することとしております。また、a h a m o につきましては、専用の光プランを御提供することとしております。

現状NTTレゾナントでOCN光という、光アクセスのサービスを提供しております。こちらはNTT東日本、西日本から卸を受けたNTTコムからの再卸を受けてNTTレゾナントが、御提供しているものとなっております。

i r u m o の概要、並びに e x i m o の概要、また a h a m o 光、OCNインターネットの概要につきましては、こちらのとおりとなっておりますので、御覧いただければと思います。

最後に、この再編に当たりまして、十分に法令や類似の要請を遵守するとともに、公正競争に配慮しながら進めていきたいと思っております。具体的には、こちらに掲げた4つの項目について取り組んでまいります。

まず、MVNOとの関係につきましてですが、NTTレゾナントを統合することによって、NTTドコモグループではマス向けのMVNOサービスといったものは、新規受付を終了することとなります。

また、現状は、NTTレゾナントがMVNOを御提供するに当たっては、当社がMVNOとしてNTTコミュニケーションズに提供したサービスを、再卸を受けて今提供している形となっております。統合後はNTTコムからNTTドコモへ卸戻しする形となります。この取引形態につきましては早期に解消するために、OCNモバイルONEの新規受付を終了して、ドコモの料金プランへのマイグレを促進していきたいと考えております。

2点目です。エコノミーにつきましては、統合後のお客様への選択肢としてのニーズを踏まえまして、OCNモバイルONEはなくなりますけれども、現状のグループ外の2社サービスを引き続き御提供していきたいと考えております。また、新たなMVNOからのエコノミーへの参加要望も、御要望に応じて協議をしていきたいと考えております。

これらエコノミーMVNOの取扱いにつきましては、基本従前と変わらず同様の取扱いを継続するとともに、この2者間の取扱いも同等とすることを引き続き行ってまいりたいと思います。

また、エコノミーMVNOとの営業連携において通じて得た営業情報につきましては、当然ながら当社の自社プランの販売促進等には活用しないこととしております。

固定ブロードバンドとISPのところになりますが、ドコモ光につきましては、対応ISPを自社、他社を含め、幅広くお選びいただけるような構造となっております。こちらの他社ISPを販売する枠組みも、引き続き継続をいたしまして、お客様の選択肢として、要望に応じて御提供していきたいと考えております。

最後になりますが、検証全般のところでございます。NTTレゾナント統合の今回の再編につきましては、昨年度示された対応に基づく方針にのっとりまして、必要なデータの提供など、検証に協力をしていきたいと考えております。

また、接続関連情報の取扱い、並びに不当な差別的取扱いの禁止につきましては、再編前後で基本的には変わらないというところであります。不当な差別的取扱いの禁止につきましては、対象事業者が1社減るということになりますが、それ以外のところは何ら変わるところはありませんので、引き続き禁止行為規制を遵守してまいりたいと考えております。

当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【林座長代理】 NTTドコモ様、どうもありがとうございました。最新の情報を盛り込んでいただきまして、非常に有益でした。

次に、KDDI様から御説明お願いしたいと思っておりますけれども、すみません、冒頭に申し上げるのを忘れていましたけれども、各社様、10分程度のプレゼンということでお願いできましたら幸いです。

それではKDDI様、御準備のほうよろしいでしょうか。

【KDDI 斎藤】 KDDI 斎藤ですけれども、声は届いておりますでしょうか。

では、資料37-2に沿って説明させていただきます。めくっていただきまして、スライド2は目次となります。

右肩3です。「はじめに」ということで、NTTグループのあり方については、過去の議論の積み重ねによって、国内の公正競争環境を担保するために、事業法、NTT法等の規律が整備されてきております。

これらの類似の公正競争要件をNTTグループが一方的に反故にすることは、NTTグループによる強大な市場支配力が生まれ、競争事業者が排除され、競争を通じて生まれる利用者利益を損なう等、電気通信市場の公正競争及び持続的発展を阻害することになります。

したがって、NTTグループのあり方の見直しについては、これまでの政策議論を踏まえて措置されてきた公正競争要件の趣旨を維持しつつ、見直しによって起こり得るNTTグループのネットワーク、顧客基盤の統合などが及ぼす公正競争への影響を踏まえて、慎重に判断すべきと考えております。

まず1点目、NTTドコモによるNTTレゾナント吸収合併の問題点ということで、スライド5となります。先ほど、NTTドコモからありましたとおり、7月1日付で完全子会社であるNTTレゾナントを吸収合併し、NTTレゾナントが提供するサービスを、NTTドコモが承継するとの発表がされています。NTTレゾナントにつきましては、NTTコムからコンシューマ事業の移管を受けたことによりまして、ISP、MVNO等、各契約数について既に5万件以上となっております。したがって、NTTレゾナントはNTTドコモの禁止行為規制対象事業者として指定されているものでございます。

スライド、右肩6になります。公正競争等の弊害を及ぼす可能性のある特定関係法人であるNTTレゾナントの吸収合併によって、NTTドコモの巨大な顧客基盤やサービス収益が拡大する等、市場支配力が強化されると、公正競争等に弊害をもたらすおそれがあります。

したがって、以下についての要望をさせていただきます。まず、NTTドコモは吸収合併計画の発表前に、当該計画の詳細を本検証会議、競争事業者に対して説明すること。それから、公正競争上の問題をもたらす可能性があるかどうかの判断ですとか、公正競争に影響を与える度合いについて、定量的、定性的な分析検証が必要なこと。

例えば組織再編によって、当該事業者の市場支配力が強化されたか等について、確認することが必要であることから、市場検証会議で必要なデータを提示することが必要と考えます。また、禁止される行為の相手方である特定関係法人が消滅する場合であっても、禁止行為規制の遵守が担保され得るのかの検証をすることが必要と考えております。

続きまして2点目、これまでのNTT組織再編に係る検証上の課題と対応ということで、右肩8になります。まず、課題につきましてですけれども、これまでNTT持株によるNT

Tドコモの完全子会社化を契機として、NTTドコモグループを中心に組織が再編されてきております。本検証会議において、様々なヒアリング等実施されておりますけれども、組織再編を検証するスキームの実効性や禁止行為規制の運用に課題があると考えます。

左下が、検証スキームの実効性に係る課題ということで、今回のように組織再編の直前の検証では、仮に何か問題が認められたとしても競争の回復が困難であり、検証の意味をなさないものであると考えます。また、事業者ヒアリングでこれまで示されてきた懸念に対して、具体的な判断がされていないという認識でございます。

右下が、禁止行為規制の運用に係る課題ということで、これまでも組織再編、公正競争に弊害を及ぼす可能性がある特定関係法人との組織編成にも関わらず、公正競争に与える影響の有無ですとか、影響の程度について、検討判断が行われていないものだと考えております。また、個々の行為が禁止される行為類型に該当するか否かの判断がなされていないものと考えております。

1点、すみません、資料の訂正でございます。ここの下の例のところでございます、NTTコムへのネットワークの一元化につきましては、NTTドコモへのネットワークの一元化の間違いでございますので、訂正させていただきます。

スライド9につきましては、これまでの組織再編とそれに伴う課題ということで、具体例を書かせていただいております。

例えば、NTT持株によるNTTドコモ子会社化につきましては、1ポツ目、NTTドコモのTOB完了後に初めて検討会が立ち上がっています。3ポツ目、ネットワークの統合につきましては、禁止行為規制に抵触するか否かの判断が、下されていないものと考えています。

NTTドコモによるNTTコム・NTTコムウェアの子会社化につきましては、1ポツ目、組織や事業が一体化したことによる影響の観点からは、特に分析や検証がなされていないものと考えています。2ポツ目、個々の連携・統合の行為が禁止行為規制の行為類型に該当するか否かについての判断が、行われていないものと考えております。

右肩10になります。こういった経緯を踏まえて、令和3年度の年次レポートにおきまして、再編に関わる公正競争上の問題に対処するための検証スキームが整理されております。ただし、この検証スキームのさらなる実効性を確保するために、2点ほど提案させていただきます。

左の下に絵がございますけれども、ステップ1につきましては、現状、総務省に対し、組織

再編の内容について説明することとなっておりますけれども、こちらを総務省だけでなく、競争事業者を含む検証会議の場で、組織再編の内容について説明いただきたい。それから、期間となりますけれども、行政指導等による是正が可能となるよう、必要十分な検証期間を設けるべきと考えております。

右肩11となります。こちらは、検証対象についてでございますけれども、現状は左下にありますとおり、検証対象につきましては2点、①NTTドコモによるその特定関係法人との吸収合併、それから旧NTTと、旧NTTからの分離会社の合併が対象になっておりますので、現状では例えば、NTTデータによるNTTドコモの子会社化ですとか、NTTドコモによるNTTコムウェアの子会社化、吸収合併というのが対象外となっているものと考えています。

したがって、右側になりますけれども、公正競争への影響が強く懸念される組織再編につきましては、(1)旧NTT、(2)旧NTTからの分離会社、(3)NTTドコモの禁止行為規制対象事業者を含めまして、これら事業者間の組織再編につきましては、再編の手段によらず、検証すべきであると考えております。

続きまして、スライド12となります。こちらにつきましては、禁止行為規制に係る運用の課題ということで、これまでも述べさせていただきましたとおり、これまで検討ですとか判断というのが実施されていない、あるいは禁止行為、行為類型に該当するか否かの判断がなされていないものと考えております。

右肩13となります。したがって、公正競争に弊害を及ぼす可能性がある特定法人との組織再編につきましては、以下2点に示すような厳格な分析・検証が必要であると考えております。

1点目が、公正競争に影響を与える度合いを判断するための検証プロセスということで、まず影響判断に必要なデータを提示していただく必要があります。そのデータをもとに、競争事業者から公正競争への影響についてヒアリングを行うこと、こういった競争事業者からの意見を踏まえて、公正競争に影響を与えるか否かについて判断することが必要と考えます。

もう一つは、禁止されている行為の該当性を判断するための検証プロセスということで、こちらはNTTが組織再編の詳細について、市場検証会議の場において説明を行うこと、競争事業者から課題についてヒアリングを行うこと、そして競争事業者から示されている課題について検証を行い、行為類型に該当するか否かについて判断することが必要と考えま

す。

3点目、NTTの組織再編に係る今後の課題と対応となります。右肩15となります。

ITサービス等で有力事業者でございますNTTコム、NTTデータとNTTドコモとの組織再編については、法人市場を中心とする電気通信市場の公正な競争に、多大な影響を及ぼす可能性があると考えております。具体的には、公共・金融等分野で巨大な顧客基盤SI等のソリューション市場の競争力をてこに、ネットワーク領域の回線獲得で市場支配力を発揮することが想定されると考えております。

右肩16、こちらにつきましては、NTTコム、NTTデータとNTTドコモの再編についての具体的な課題ということで、左側NTTコムでございますけれども、NTTコムはWANサービス市場での国内トップクラスの事業者でございます。仮にNTTドコモと再編した場合は、営業収益約1兆円がNTTドコモに上乘せされ、さらにNTTドコモの市場支配力が強化されるものと考えます。

NTTデータにつきましては、右側になりますけれども、こちらは先ほど述べましたとおり、ソリューション市場の競争力をてこに、NTTデータを中心とした市場をまたいだ垂直統合が起こり、通信市場の公正競争が阻害されるおそれがあると考えております。

右肩17です。このように、公正競争に弊害を及ぼす可能性のある特定関係法人との企業統合によって、禁止行為規制を実質的に潜脱するだけではなく、NTTドコモの市場支配力が強化され、市場支配力の濫用につながるおそれがあると考えております。

したがって、以下のような禁止行為というのを補完する措置が必要であると考えます。オレンジ枠になりますけれども、市場支配力の濫用につながる企業統合を、企業統合自体を禁止行為規制違反として、停止・変更を命じることができるものとする措置として、2つ、1つは共同ガイドラインですね、共同ガイドラインの見直しということで、第3項第2号に該当する行為と位置づけて、当該合併行為を電気通信事業法上問題となる行為として追加する。もしくは、電気通信事業法第30条の見直しということで、新たな行為類型として規定することが考えられます。

右肩18になります。こちらは今後の話になりますけれども、仮に大きなNTT組織再編につながるNTT法の見直しがあるのであれば、これまで20年以上かけて議論を積み重ねて構築されてきた我が国の電気通信市場における競争環境を、根底から覆す重要な問題であると考えております。

したがって、公正競争環境の確保、国民生活の保護や安全保障の観点を取り入れ、十

分な時間をかけて競争事業者の意見も踏まえつつ、オープンな場で議論を尽くすべき考えております。

スライド4. まとめ以降につきましては、これまで御説明させていただいた内容のまとめとなりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

以上となります。ありがとうございました。

【林座長代理】 KDDI様、御説明ありがとうございました。

検証会議が果たすべき役割についても、具体的な提案をいただいたかと思えます。ありがとうございます。

続きまして、ソフトバンク様から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【ソフトバンク山田】 ソフトバンクの山田でございます。

それでは、御説明させていただきます。1枚おめくりください。

まず、当社の基本的な考え方なんですけれども、こちら2年前に行われました「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の当社の説明資料再掲です。このときから、我々の基本的な考えというのは変わっておりませんで、特にこちらのページの下のほう、2つ目ですけれども、我々としてもNTTグループの競争力強化自体を、必ずしも否定するものではございません。

ただ、それはあくまで国内の公正競争環境をさらに追求する形で、結果として実現されるべきものではないかと考えておりますので、この点、本検証会議において、広く議論がなされればありがたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目にありますとおり、今回この4つについて御説明させていただきます。1枚おめくりください。

まず、NTTドコモとNTTレゾナントの合併についてでございますけれども。

5ページにつきましては、今回のNTTレゾナントの合併による市場の影響を示しております。1枚おめくりください。

6ページ目は、今回NTTドコモが、NTTレゾナントから吸収する事業が、NTTコミュニケーションズから譲渡されたものであるということを示しております。1枚おめくりください。

7ページ目ですけれども、結果として、今回のNTTレゾナントの事業の吸収ということで、NTTドコモが合併した形になりますけれども、結果的には、NTTコミュニケーション

ンズからNTTドコモへ事業譲渡が行われた形態であるということを、こちらでは示しております。1枚おめくりください。

8ページ目につきましては、このような禁止行為規制対象事業者と特定関係法人間の合併により、規制の対象外となる課題というのは、こちらのページの左側にもあるとおり、もともと課題があるとされている状況の中、今回、短期間で2度の合併を実施されたという状況を示しております。1枚おめくりください。

今回の件を踏まえまして、今後の動きとして我々が懸念していることを、2つちょっと事例を御説明させていただきます。1枚おめくりください。

10ページ目でございますけれども、1つ目はNTTドコモとNTTコミュニケーションズの関係でございます。左の図のとおり、NTTコミュニケーションズの事業というのが、まず左側のとおり、2022年の7月に固定系のインフラがNTTドコモに設備移管され、さらに2022年の7月に、MVNO事業、ISP事業が事業譲渡され、今回NTTレゾナントの事業がNTTドコモに吸収合併されたという形になっております。

このように、旧NTTから承継したものを含む事業やインフラを、今回の再編を含めて段階を踏んでNTTドコモに集約しているんですけれども、このような行為が本来行われるべき議論を、どうも回避しているように見えてしまう点がございます。

右側の下にもありますとおり、結果として公正競争環境に与える影響であるとか、必要な措置の議論が不十分なまま統合が進むということ、非常に我々としては懸念しております。1枚おめくりください。

こちらは、2022年7月のネットワークインフラ設備・関連業務をNTTドコモに移管するという旨のプレスリリースを、参考までお示ししております。1枚おめくりください。

12ページ目でございますけれども、2つ目の懸念は、NTTドコモとNTTデータの関係でございます。NTTデータにつきましても、NTTコミュニケーションズと同様に事業再編を行っておりまして、左下にありますとおり、今年7月にはNTTデータから事業分割され、国内の事業会社が100%の子会社になると伺っております。

こちらについて、我々としては、将来的にNTTドコモの下にこちらがぶら下がることになり、100%の子会社になるというようなことがあり得るのではないかとというふうに懸念しております。といいますのは、このような資本関係の変化というのが非常に再編において、市場に与える影響というのが大変大きいものであるのではないかと考えておりまして、この点を懸念しております。1枚おめくりください。

13ページ目は、これは以前のNTT持株によるNTTドコモの完全子会社化の際の議論のときの、私どもの説明資料でございますけれども、このような形で、完全子会社化するというような資本関係の変化こそ、その規制遵守であるとか公正競争の維持に与える影響が、非常に大きいものと考えております。1枚おめくりください。

以上の懸念も踏まえまして、本市場検証会議での検証について、私どもの考えを御説明いたします。1枚おめくりください。

15ページ目でございますけれども、市場検証会議における組織再編の対応でございますけれども、NTTグループの組織再編は市場検証会議における検証対象であり、組織再編実行前の措置も想定しているものと認識しております。

具体的には、本ページの右側に記載のとおり、NTTグループは、総務省へまず組織再編の説明が必要とされ、総務省は市場検証会議の意見や、競争事業者における懸念の有無等を勘案し、公正競争上の具体的な問題への対応のため、必要に応じて組織再編の実行前に、各種措置であるとか行政指導、監督命令等を行うことも想定しているというふうにされております。

今回、この本検証会議の検証について、私どもとしては2点課題があるものと考えておりますので、こちらを次ページで御説明いたします。1枚おめくりください。

16ページ目でございますけれども、検証対象となる当該組織再編というものが、特定条件下の合併、具体的にはこちらに記載のとおり、NTTドコモによる特定関係法人の吸収合併、また旧NTTと旧NTTからの分離会社との合併に限られておりまして、資本関係の変化というのが検証対象外となっております。

13ページで御説明いたしましたとおり、私どもとしては、資本関係の変化というのも競争環境に非常に大きい影響があると考えておりますので、本検証会議での検証対象が、このままでよいのかという問題意識がございます。1枚おめくりください。

2つ目の課題といたしましては、検証運用の実効性を確保するためには、組織再編に伴う必要な措置の検討等を行うために、十分な期間が必要であるというところでございます。左下にあるスケジュールですけれども、今回、プレスリリースが5月25日になされまして、恐らくNTTドコモから、総務省のほうには事前に説明があったものと想定しております。

プレスリリースがございまして、本日6月21日に市場検証会議があり、組織再編が8営業日後の7月1日となっております。右側にもありますとおり、市場検証会議がこのような組織再編の検証を行うというような前提において、こちらにもありますとおり、2つ、我々と

しては必要なことがあると考えております。

1つ目は、再編の実行前に、市場検証会議の意見や、競争事業者の懸念の有無等を勘案するための十分な影響分析・検討の期間が必要ではないかと考えております。

2つ目には、実行前措置というのも想定しておりますので、そういう措置を講じるに十分な期間はもちろんのこと、再編に伴い必要な措置等を実行前に公表する十分な期間が必要ではないかと考えております。1枚おめくりください。

最後にまとめとなります。1枚おめくりください。

まず19ページ目は、今回の合併に関連する要望事項です。

こちらにもありますとおり、1つ目としては、今後の組織再編も想定した実効性のある検証体制・運用を確保していただきたい。2つ目としては、市場検証会議の検証対象となるNTTグループの組織再編の形態を拡大していただきたいという、2点がございます。1枚おめくりください。

最後に、今後も想定されるNTTグループの組織再編等に対する全般的な要望として、2点ございます。

1つ目につきましては、市場への影響が相対的に軽微と思われる組織再編を先行的に実施し、当該事案を実績として、将来結果的に大規模な再編、例えばNTTドコモとNTTコミュニケーションズの合併、またNTTデータグループに関する資本関係の変化等がなし崩しに行われることのないように、NTTグループの動向に関するモニタリングを強化いただきたいと考えております。

2点目といたしましては、我が国の電気通信市場における公正競争の確保と、従来の通信政策における視点がないがしろにされた状態において、NTTグループの再編や各種義務等の規制緩和、例えばNTT法の改正であるとか、電気通信事業法の改正などに係る議論が、例えば対GAFAMの必要性であるとか、政府による株式保有義務要否といったような、そういった議論から唐突に進行することのないように、御配慮いただきたいと考えております。

当社からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

【林座長代理】 ソフトバンク山田様、ありがとうございます。

これも検証会議における具体的な課題を御指摘いただいたということで、受け止めたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、楽天モバイル株式会社様より御説明をお願いいたします。

【楽天モバイル鴻池】 楽天モバイルの鴻池でございます。

2 ページ目をお願いいたします。本日の御説明内容になります。

3 ページ目、お願いいたします。3 ページ目になります。今年の5月25日に、NTTドコモより、完全子会社であるNTTレゾナントを7月1日付で吸収合併するとの発表がなされました。本件、想定で図を描かせていただいておりますが、現在NTTレゾナントが、NTTコミュニケーションズより卸提供を受けて提供しているモバイルサービスについては、吸収合併後、NTTコミュニケーションズがNTTドコモへ卸提供し、NTTドコモがMVNOサービスとして継続するものと考えております。次のページをお願いいたします。

4 ページ目になります。これらを踏まえまして、今回の合併に対し、電気通信事業法の第30条における禁止行為規制上の懸念、こちらについて2つお伝えさせていただきたいと考えております。

まず、1点目になります。NTTドコモにおける情報の目的外利用についてになります。NTTドコモについては、NTTレゾナントを含むMVNOとの接続業務に関する情報の目的外利用、こちらが禁止されております。

吸収合併後は、懸念事例の欄にも記載させていただいておりますとおり、NTTコミュニケーションズの接続関連情報のうち、卸先MVNOにおけるサービス開発情報等のNTTレゾナントに由来する情報が、NTTドコモの営業部門に直接流入し、利活用されるといった懸念があると考えております。次のページをお願いします。

5 ページ目になります。2つ目の懸念事項になります。NTTドコモ内における不当な優先的な取扱いについてになります。NTTドコモの特定関係法人でありますNTTレゾナントは、禁止行為規制の対象となりますので、NTTドコモとNTTレゾナントの間の取引においては、優遇が現状禁止されております。

吸収合併後は、NTTレゾナントのMVNOサービスは、社内MVNOとしてNTTドコモ内に組み込まれる形になりますので、MNO事業から、当該MVNO事業に限定した金銭補助をするといった優遇措置がされたとしても、外部からそれを把握することは困難になるのではないかと懸念事項になります。次のページをお願いいたします。

6 ページ目になります。ここからは、今回の合併を踏まえた当社からの要望を御説明させていただきたいと思っております。

まず、1つ目になります。NTTグループに対する禁止行為規制については、潜脱の懸念や取引関係の変化等に応じた対応策を速やかに検討するために、継続的に実態を注視して

いくことが適当とされてきたと認識しております。しかしながら、今回の合併の発表においては、実行までが実質1カ月余りであり、本会合における検証が十分になされないまま、合併されてしまうということを非常に懸念しております。

また、4月24日の本会合の資料では、今後の検証の方向性については、NTTグループに対するヒアリング項目が削除され、他事業者同様の個社モニタリングに位置づけされる変更がされるとあります。今後、NTTグループへの検証が、こういった表記の違いをもって、十分になされないのではないかというような懸念を持っております。

NTTドコモは、現在非上場企業であり、情報開示については限定的であることや、現時点で示されている今後の方針等を踏まえますと、NTTグループに対する個別ヒアリングを実施することは、本会合の方向性にも引き続き明記いただいた上で、今回のような合併等の連携強化については、事前に検証を実施していただくことを明確化するなど、透明性、実効性のある検証をぜひお願いしたいと考えております。次のページをお願いいたします。

7ページ目になります。もう一点になります。NTTグループの不当な競争力拡大に対する要望になります。

海外展開を図っていくことについては、当社を含む電気通信事業者においても重要なことであると考えております。しかしながら、今後NTTグループ内において、合併や連携強化が進められ、事実上の一体化と呼べる状態を背景に、NTTグループによる海外展開が進み、さらにその利益やノウハウが自社グループ内のみに還元されてしまう場合、NTTグループだけが国内の市場支配力を強めてしまうという懸念があると考えております。

そのような状況は、公正な競争環境の結果とはいえないと考えておりますので、NTTグループの動向を引き続き注視していただくことについて、ぜひともお願いしたいと考えております。

また昨今、政府によるNTT株の売却に係る報道も出ておりましたが、万一そのような公正競争とは異なる観点での議論をきっかけに、NTT再編や規制緩和が検討される場合においても、本会合において十分な議論がなされることをぜひお願いしたいと考えております。

当社からの説明は以上になります。

【林座長代理】 楽天モバイル様、どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますでしょうか、テレコムサービス協会のMVNO委員会様から御説明をお願いいたします。

【テレコムサービス協会中野】 それでは、テレコムサービス協会MVNO委員会から発表させていただきます。中野と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、御説明の機会をいただきありがとうございます。資料37-5に沿って説明させていただきます。

おめくりいただいて、右肩1ページ目です。禁止行為規制に係る当委員会からのこれまでの意見につきまして、振り返りとなりますが、簡単に御説明させていただきます。

右肩2ページ目となります。至近のモバイル市場の競争状況ですけれども、2020年以降、MNOが別会社であったサブブランドや、グループ内部MVNOを吸収する動きが見られ、またMNO本体がMVNOと競合する廉価プランを投入するなど、市場競争は熾烈になってきております。

加えて、NTTドコモ社においては、エコノミーMVNOと銘打って、MVNOとの連携を開始しており、そのような市場環境の変化と市場競争の高まりを受け、MNOやグループ内MVNOと独立系MVNOとの同等性の確保は、これまで以上に重要となってきております。

おめくりいただいて、3ページ目となります。情報の目的外利用の禁止の重要性についてになりますが、MNOの廉価プラン導入や、サブブランドの値下げ等、市場においてMNOとMVNO間での直接的な競争が加速しており、さらに5G(SA方式)時代に向け、技術面、サービス面でのイノベーションは、より一層重要性を増しております。

MVNOによる5G(SA方式)サービス実現に向けたMNOとの協議におきましても、MVNOが目指すサービス像や要求仕様等を提示しつつ、適宜協議を行っている状況であり、接続の業務に関してMNOが知り得る情報が持つ意味は、さらに大きくなることが考えられ、これらの情報に関する目的外利用の禁止は、公正競争を確保する上で、これまで以上に重要となると考えております。

おめくりいただいて、右肩4ページ目です。MNOのグループ内MVNO優遇禁止の必要性についてです。

現在、検討が進められているスタックテスト等の適切な措置が講じられていくことで、MNOとMVNO間の設備利用面でのイコルフッティングが担保されていることを期待しておりますが、一方で、MNOのグループ内MVNOと独立系MVNO間のイコルフッティングについては、禁止行為規制対象でないMNOには、従来より懸念がある状況です。

以下は、設備利用面、営業面等での懸念事項となりますけれども、これらの懸念を解消す

ることなく、MNOとMVNO間のイコールフットィングのみを確保した場合、結果としてグループ内MVNOが規律の抜け穴として使われる可能性が考えられます。

おめくりいただいて、右肩5ページ目です。ここからは、今回いただいたヒアリング事項に対する内容になります。NTTドコモ社におけるNTTレゾナント社吸収合併に伴う懸念事項ということで、次ページ以降、説明させていただきます。

おめくりいただいて、右肩6ページ目です。NTTドコモ社によるNTTレゾナント社の吸収合併の概要になりますけれども、こちらはこれまでの皆様の御説明にもあったところではございますけれども、NTTレゾナント社が提供する個人向けモバイルサービスにつきましては、NTTドコモ社が引き続きMVNOとして、サービスを提供される見込みと認識しております。

NTTレゾナント社の吸収合併に伴い、現行NTTドコモ社が対象となっている禁止行為規制の観点から、市場競争への影響が懸念される状況と考えております。具体的な懸念事項については、次ページ以降で御説明します。

右肩7ページ目になります。まず、接続情報の取扱いになりますけれども、現行では、NTTドコモ社は、NTTコミュニケーションズ社を含むMVNOとの接続業務に関する情報の目的外利用が、禁止となっております。

一方で、吸収合併後はNTTコミュニケーションズ社との接続業務に関する情報のうち、NTTレゾナント社に由来する情報、以下に幾つか例を挙げさせていただいておりますけれども、こういった情報が、禁止行為規制の対象から外れてしまうということが考えられまして、これまで接続部門のみで知り得た情報を、MNO全体で利活用することが想定され、その結果、独立系MVNOとNTTドコモ社との競争に影響するおそれというのが考えられます。NTTレゾナント社に由来する情報の利活用による競争影響につきまして、定期的な検証が必要ではないかということで考えております。

おめくりいただいて、右肩8ページ目です。NTTドコモ社との公平性の確保についてです。現行において、NTTドコモ社の特定関係会社となるNTTレゾナント社は、禁止行為規制の対象となるため、NTTドコモ社とNTTレゾナント社の間での直接取引における優遇が、禁止されております。

吸収合併後は、MVNOサービスの新規受付を停止しまして、MNOにおいて、MVNOのサービスを刷新したプランを発表されております。NTTドコモ社が発表した新プランは、独立系MVNOが提供しているプランと料金が近接しているというところで考えてお

りまして、NTTドコモ社と独立系MVNO間のイコールフットィングを確保するためには、NTTドコモ社が発表しました新プラン、昨日発表されました新プランに対しましても、接続料と利用者料金との関係を検証するスタックテストによる検証が、必要ではないかというところで考えているところでございます。

おめくりいただいて、右肩9ページ目です。続いて、エコノミーMVNOについてになりますけれども、NTTドコモ社のエコノミーMVNOへの参加事業者は、現在、NTTレゾナント社、フリービット社、TOKAIコミュニケーションズ社の3社となっております。

エコノミーMVNOについては、従前よりNTTグループのMVNOとそれ以外のMVNOとの間で、イコールフットィングが確保されているか、実質的にNTTグループ以外のMVNOが参加しにくい仕組みとなっていないか等、以下に幾つか例を記載しておりますけれども、こういった懸念点がございまして、継続的に注視が必要ではないかということでお伝えしてきました。

今回、NTTレゾナント社の吸収合併に伴い、NTTドコモ社の新プランが発表されたことで、エコノミーMVNOにつきましましては、ドコモショップでの販売拡大に期待していたところ、取扱い等について大きな影響を受ける可能性があるのではないかとこのところ考えておりまして、エコノミーMVNOの取扱いの適正性に関する定期的な検証が、必要ではないかというところを考えております。

次ページ以降は参考となりますので、説明は割愛とさせていただきます。

テレコムサービス協会からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【林座長代理】 テレコムサービス協会MVNO委員会様、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。事業者、団体の皆様から一通り御説明をいただきました。NTTドコモ様以外の各社、各団体様からは、検証会議において、客観性、透明性を持った形で、NTTグループの再編につきまして、今回のNTTドコモ様とNTTレゾナント様との合併を含めまして、電気通信事業法の制度趣旨を踏まえてしっかり事前に検証し、実効性を持った形でモニタリングを実施してほしいという要望があったかと思えます。

これに対して、NTTドコモ様のほうからは、必要なデータを提供するなど市場検証に協力していく、また引き続き禁止行為規制を遵守していく旨の表明がございました。

それでは、残り30分弱ございますので、構成員の皆様から御質問、御意見をお聞かせいた

できますと幸いです。その際、どの社、どの団体様に対してのものなのかをお聞かせいただけますと、幸いです。お手元のチャット欄に発言の旨、お書き添えいただけると助かります。

まず、事務局様から、本日御欠席の西村構成員からコメントを預かっておられるということですので、代読のほうをお願いできますでしょうか。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。西村構成員からのコメントを代読させていただきます。

今般の電気通信市場検証会議の議題に対するコメントを、申し上げさせていただければと思います。現行制度の下での対応としては、NTTドコモグループと独立系MVNOとの間の競争について、MVNO委員会資料の6枚目以降の各種指摘は重要であると考えられます。

特に、MVNOを競争単位として小売レベルでの移動体通信市場を捉える場合においては、小売レベルでの公正競争の確保に係る諸規制のみならず、独立系MVNOをめぐるMN Oとの接続・卸制度にも留意しなければなりません。

特に、固定通信とのセット割、並びに昨日公表されましたNTTドコモの今後の料金戦略の状況も合わせますと、例えば本検証会議の場ではないとしても、またその他の諸要件を充足する必要はありますが、MVNO委員会資料の8枚目において提起されている指摘は、市場検証においても一考に値するものと考えられます。

以上になります。

【林座長代理】 どうも代読ありがとうございます。

それでは、続きまして佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 福島大学の佐藤でございます。NTTドコモ様に2点質問がございます。

1点目が、各社から、スケジュールのことでかなりコメントがあったかと思えます。私もかなりその点で、少し御質問をしたいと思えます。

つまり、今回統合に向けた発表は既にもうされており、ここでの検証を十分できないんじゃないかというぐらい、かなりタイトなスケジュールになっていたわけですがけれども、当然そのようなスケジュールになるということも、ある程度御理解あったのかなという気がしますけれども。なぜ、こういう形で、かなりドタバタになったのかということ、少し御意見を伺って、次回以降、もしこのような統合等あった場合、どのような対応をすればいいのかということに関して、ちょっと今回、どうしてこういうタイトなスケジュールになっている

のかというところを、まず御質問したいということでございます。

2点目は、統合した後に、当然ながらエコノミーMVNOを相変わらず他者に対して提供していくというときに、同等の取扱いを変わず行っていくというわけですが、今までは、NTTレゾナントと同等の形という形では、分かりやすい、ある程度分かりやすいことではあるんですけども、当然ながらNTTレゾナントがなくなることによって、何と同等にしていくのかというその基準が、私いま一つよく分からなくて。それによって、エコノミーMVNOがかなり不利益なことにならないのかなというのが、結構懸念をされるところでございますので、どのような形で同等を考えていらっしゃるのか、また、不当な取扱いにならないということをどのように担保していくのかというところに関して、お答えできる範囲で、御質問いただければと思います。

以上でございます。

【林座長代理】 ありがとうございます。

それでは、NTTドコモ様、御回答にお願いできますでしょうか、質問2点ございました。

【NTTドコモ大橋】 NTTドコモの大橋でございます。佐藤先生、御質問どうもありがとうございます。

1点目のスケジュールのところでございますが、企業統合の発表、並びに料金プランの発表につきまして、企業統合の発表は、会社法等の手續に必要な期間を確保した上でということになります。また、料金プランの発表につきましては、多分に競争の要素が含まれるというところがございますので、この点を踏まえて、このようなスケジュールになったというところでございます。

今回、他の競争事業者様からの御指摘においては、総務省並びに検証会議の構成員以外に、競争事業者に対しても、再編より事前に詳細の説明をすべきという御指摘があったと思っておりますが、競争影響という観点も踏まえまして、どのような方法で事前に情報をお伝えするというのがよいのかというところは、ぜひ御配慮もお願いしたいなと思っております。

今回、非常にタイトとなってしまったところにつきましては、円滑な検証にもし支障が生じ得るのであれば、そこは大変申し訳なく思っておりますが、このような状況であったということでございます。

あと2点目でございます。エコノミーの同等の取扱いの同等とは何かというところがございます。こちらは、大きく2つの意味がございます。まず1つは、これまでもやっておりますけれども、エコノミー各社間の取引条件、こちらについては同等にということ、今

後2社となりますが、2社間の取扱い条件は基本同等とさせていただいております。

また、もう一つは、再編の前後、OCNモバイルONEが、エコノミーMVNOから抜けてしまう前と後においても、基本的に取扱い条件は同等を維持するものと考えております。

今後、未来永続それが続くかどうかというところについては、今後の市場環境なども踏まえながらというところになりますが、少なくとも先生が御指摘されているような、一方的に不利益を被るような条件の変更というのは、行わないように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

【林座長代理】 佐藤先生、よろしかったでしょうか。

【佐藤構成員】 はい、ありがとうございます。

【林座長代理】 ありがとうございます。

ほかに、それでは田平構成員、お願いいたします。

【田平構成員】 東京都立大学の田平でございます。御説明ありがとうございました。

私からは2つで、1つがNTTドコモ様、2つ目がKDDI様とソフトバンク様にお伺いできればと思いました。

1つ目は、NTTドコモ様に対してで、資料で確認させていただきます。11ページの一番上の囲みのところの、再編後はNTTコムもMVNOとしてNTTドコモへ卸戻しする形となるけれども、そういう状態を早期に解消するために、新規の受付は終了するというところで、御説明いただいたところに関してなんですけれども、新規の受付は終了して、ただ既存のまだ契約も続いていて、さらに新しいものも促進するといっても、なかなかそういう状態が解消するまでには、一定の時間的なスパンが必要なかなと思っております、それはどれぐらいの時間的なスパンを想定されている、イメージされておられるのかということについて、1点目お伺いしたいという点が1つ目です。

2つ目は、KDDI様、ソフトバンク様、それぞれKDDI様だと10ページのところかと思いますが、十分な検証期間が必要であるというふうに御指摘されておられる部分について、ソフトバンク様であると17ページに、十分な期間が必要だというふうに指摘されている部分について、大体どれぐらいがあれば十分というふうに言えるのかどうかということ、ちょっと確認というかお伺いしてみたいと思いました。

以上です。

【林座長代理】 ありがとうございます。

それでは、まず質問の1点目につきまして、NTTドコモ様からお願いいたします。

【NTTドコモ大橋】 NTTドコモの大橋でございます。田平先生、御質問どうもありがとうございます。ありがとうございました。

御指摘のOCNモバイルONEの御利用者様を、いつまでに移行を完了させるかという点、これ大変難しい問題でありまして、先生御指摘のとおり、無理やりどこかのプランに移させるということもできず、やはりお客様に様々な選択肢をお示しして、お客様の御意思で移っていただくということが必要となると思いますので、やはりどうしても一定の時間が必要になると思っております。

どこかのタイミングでサービス終了を宣言して、一部の中にはサービス終了までもう移らずに使うという方もいらっしゃると思いますが、現段階でいつまでにとというのが、なかなか明言することが難しい状況ではございます。なるべく早期にこの状況を解消すべく、移行促進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

【林座長代理】 ありがとうございます。

続きまして、KDDI様、ソフトバンク様から御回答申し上げます。

【KDDI斎藤】 KDDI、斎藤です。御質問いただきありがとうございます。

御質問、検証期間ということで、どれくらいかということと認識しておりますけれども、これはどういった組織再編が行われるかによっても、検証の期間というのは少し変わってくるのかなというふうには想定しております。

一例としてという観点でいうと、弊社のスライド10で書かせていただいているステップ1、2、3とございますけれども、ステップ1からステップ2にかけては1カ月から2カ月、ステップ2からステップ3にかけては1カ月から2カ月ということで、2カ月から4カ月間ぐらいは必要なのかなとは考えております。

以上でございます。

【林座長代理】 ソフトバンク様もお願いいたします。

【ソフトバンク山田】 ソフトバンクの山田です。御質問ありがとうございます。

私どもの資料の17ページにありますけれども、こちらの資料の右側の②のところに、実行前措置を講じるに十分な期間というふうにはまず書かせていただきました。恐らく、本当にその実行前で、15ページの左側に市場検証会議の年次レポートで、具体的に実行前の措置として、どういうことをされるかというのが具体的に書かれておりまして、一番下の青線のところですが、事業法またはNTT法の各条に基づく要請、行政指導の実施や、NTT法

第16条に基づく監督命令などを行うことも想定と書かれております。

恐らく総務省のほうで、標準処理期間が設定されているんだとするならば、当然ながらその処理期間ぐらいは、最低限必要なのではないかなと考えております。

もう一つ、もう一度17ページに戻りまして、①番、実行前措置を講じるときはもちろんなんですけれども、仮に実行前の措置というのが必ずしも必要ないとしても、例えば実行後にどういったことを求めていくとか、ある程度、その方向性というのは、再編に伴って必要な措置をどういうふうに行っていくのかというのは、少なくとも我々としては、実行前に公表する必要があるのではないかなと考えております。

これが、じゃあ実際どのくらい期間が必要なのかというのは、先ほどKDDIさんからありましたけれども、案件にもよりますので、一概にどれくらいというふうには言えないんですけれども、最低限でも、このような今回市場検証会議がありまして、ある程度検討し、その結果としてこういう措置をしますというような、一連の流れを経るのであれば、最低でも、急いでもやはり1カ月ぐらいは、おおむねその検証会議で揉む時間というのは、個人の感覚としては必要ではないかなと考えております。

私からは以上です。

【林座長代理】 田平先生、よろしかったでしょうか。

【田平構成員】 はい、各社様、どうもありがとうございました。ありがとうございます。

【林座長代理】 ありがとうございます。

ほかに、構成員の先生方からいかがでしょうか。

【池田構成員】 神戸大の池田です。よろしいでしょうか。

【林座長代理】 お願いいたします。

【池田構成員】 御説明ありがとうございました。

競争事業者の方々から、検証会議におけるNTT再編に対する検証能力、あるいは実効性の担保のあり方について、かなり重要な問題提起をいただいていると思います。

これについて、私の考えはこうすべきというのはまだ持ち得ていないのですが、でも検証会議の権限は、個別の企業結合に対して、良い、悪いを判断する権限がそもそもないのではないかと、課題としてあるのではないかと考えております。検証会議での検証を充実化していくという議論の方向性そのものが、そういう方向でいいのか、もう少し法改正を含む、企業結合に対する審査権限、まあ公正取引委員会にも企業結合規制はありますけれども、総務省において電気通信分野における公正競争確保や健全な発展という観点から、

競争政策以外の観点も含めた企業結合審査のあり方の検討というより広い意味での検討も必要になってくるのではないかと思います。

とりわけ、企業結合を実施する前に、競争上の問題を解消する実効性のある措置を企業に取ってもらうためには、相応の法令上の根拠があって権限を行使するということになると思いますので、(個別の企業結合に対する審査権限のない) 検証会議の中でさらに充実化していくという議論の方向性が、うーん、これでいいのかというのはちょっと思いました。もうちょっと本質に遡って、企業結合に対する審査権限のあり方について検討すべきではないかと感じた次第です。これはコメントです。

今回の統合について、競争事業者から目的外利用や差別的、取扱い、特に金銭的な優遇について検証ができなくなるのではないかという懸念が提起されています。NTTドコモに対しての質問です。まず最後のスライドで、公正競争上の留意事項ということでまとめられています。これまで同様に、エコノミーMVNOの営業情報をNTTドコモが提供するプランの販売促進に活用しないとか、NTTレゾナント由来の接続関連情報について、目的外利用しないということの担保のあり方や、それから不当な差別的取扱いの禁止、とりわけ金銭的な優遇がないのかということについての、引き続き禁止行為規制を遵守していくことは表明していただいておりますが、じゃあ具体的にどのように監視していくのか、実効性を担保していくのかについて、お考えをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【林座長代理】 NTTドコモ様、お願いいたします。

【NTTドコモ大橋】 池田先生、御質問ありがとうございます。

ただいまの御質問は、営業連携であるエコノミーMVNOを通じて得たこのエコノミーMVNOの営業情報の取扱い、並びにNTTレゾナントがNTTコミュニケーションズから再卸を受ける際に得た情報の取扱いというところかと思っております。

これらの2点が、いずれも電気通信事業法30条の接続関連情報に当たるかというところは、少し議論があるのではないかなとは思いつつ、我々は公正競争への影響を十分に配慮するというので、これらの情報を目的外には使わないというところを表明させていただいたというものでございます。

具体的な措置は、こちらにはあまり書かせていただけていないのですが、これらの情報を取り扱う担当者や、情報にアクセスする権限を最低限に絞り、またこれらの情報を仮にどこかに持ち出すような場合には、全て我々のチェックを受けるというような手続も行ってお

りまして、十分に配慮しながら業務運営をしていきたいと考えております。以上でございます。

【林座長代理】 池田先生、よろしかったでしょうか。

【池田構成員】 (競争上の懸念を防ぐための) もっと具体的な実効性確保の有り様を知りたかったのですけれども、多分営業機密に当たってしまうのかもしれないので、引き続き検証会議でも注視していくべきではないかと思っております。ありがとうございます。

【林座長代理】 ありがとうございます。

池田構成員の最初のコメントの部分ですけれども、確かに検証会議で個別の企業結合審査の権能が存在しない中において、公正取引委員会の一般の企業結合審査とあわせて、総務省による通信の合併に特化した、その中でパブリックインタレストの考慮も含む審査の必要性という、これはある意味、二元審査ということになるかと思っておりますけれども、その必要性であるとか、あるいは立法的措置を含めた本質的議論の必要性という、重要な御指摘いただいたと思います。

このあたりも、本当は遡って議論しなければいけないと思うんですけれども、とりあえず本日はテークノートするにとどめさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、すみません、お待たせいたしました。浅川構成員、お願いいたします。

【浅川構成員】 日本総合研究所の浅川です。皆様の御丁寧な御説明ありがとうございます。

私のほうからは、質問というよりはコメント的なこととなりますけれども、皆様、それぞれ同様の御意見、御提案ですとか、異なる個別の御意見があったかと思っておりますが、共通的には、公正競争環境をしっかりと健全化、維持するためのポジティブな観点からの御提案だったかなと改めて思いました。

その中でも、多々御指摘あったと思っておりますけれども、組織再編によってどういう影響があるのか、あとは公正競争に与える影響についての客観的、かつできるだけ定量的に検証できるような枠組み、スキームが改めて求められているんだなというところ。それから、それらができるだけ早い段階で、かつオープンな場でしっかりと議論して、もちろん利用者視点で最適な競争環境であることを判断、検証できることが改めて重要なんだなというふうに理解させていただきました。

その早い段階、このNTTドコモ様がおっしゃったように、そのタイミング、いろいろ機微な情報で競争に影響を与える影響は多大だと思っておりますので、難しいところはあると思う

んですけれども、私はやっぱり感覚的には1カ月ぐらいは、やっぱり議論の時間があってもいいんじゃないかなと感覚的には思いましたし、あとはちょっとスキーム的にできるかどうかは別として、例えば段階的に可能な範囲内で構成員限りの情報で、まず議論させていただくですとか、そういった方法も検討の余地があるのかなと思いました。

いずれにせよ、各社様からの御懸念点ですとか、提案の内容というところを改めてしっかりと理解をさせていただいて、今後の検証会議での議論、判断へとしっかりと反映させていただければなと思いました。

以上、コメントになりますが、以上になります。ありがとうございます。

【林座長代理】 浅川構成員、どうもありがとうございます。

コメントということでございますけれども、NTTドコモ様から可能な限りで今後、この検証会議の場で御説明を果たしていただく、あるいはデータを提供していただくということについて、本検証会議は非公開会合という形式もありますので、そういう形で引き続き御協力いただくということは、一般的には差し支えないと理解してよろしかったでしょうか。

【NTTドコモ大橋】 NTTドコモの大橋でございます。冒頭に佐藤先生からいただいた御質問への回答でも触れさせていただいたつもりではありますが、多分に競争の影響を含みますので、まずは公正中立な立場にいらっしゃる方に限って、少し状況をお伝えして、必要な検証の第1ステップをするという形を取らせていただければ、そういう形が望ましいのではないかと考えております。以上でございます。

【林座長代理】 ありがとうございます。

おっしゃるように、そういった配慮は非常に大事かと思っておりますので、そのあたりはちょっと事務局とも調整して、工夫をさせていただきながら、我々としてもしっかり役割を果たしていければなと思いました。いろいろ御手数をおかけしますけれども、今後ともよろしく願いいたします。

いずれにしても、先ほど浅川構成員様がおっしゃったように、各社様のポジティブな、あるいはその検証会議の活性化に向けた建設的な御議論を提起していただいたかと思しますので、もちろんできること、できないことというのはございますけれども、先ほどの池田構成員の御指摘もありましたように、できないこともありますけれども、その中で、事業者様の経営上の利益、あるいは営業上の利益というものに十分配慮しながら、可能な限りでこの検証会議もその役割を果たしていくということが重要なのかなと、私も改めて思った次第です。

一通り、各構成員の先生方から御質問をいただいたところかと思えますけれども、追加で御質問等ございましたらお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、一通り御議論を頂戴したかと思えますので、まだまだお聞きしたいこともあろうかと思えますが、時間も限られておりますゆえ、もし追加の御質問等ございましたら、明日の木曜日の6月22日までに、事務局へ御提出をいただければと思えます。

本日の議事は以上となります。

事務局から、次回のスケジュールにつきまして御説明をお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

次回の会合につきましては、6月28日水曜日、14時から行います。

事務局からの連絡事項は以上になります。

【林座長代理】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて終了させていただきたいと思えます。皆様、本日もありがとうございました。